

法定後見制度に関する検討事項その他(2)、任意後見制度に関する検討事項について

5 第1 法定後見制度に関する検討事項その他(2)

1 成年被後見人と時効の完成猶予

成年被後見人と時効の完成猶予の規律に関して、次のような考え方があり得るように思われるが、どのように考えるか。

10 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合にはその仕組みの本人について成年被後見人に対する時効の完成猶予の規律を維持するものとし、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみ設けるものとする場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものとする場合）には成年被後見人に対する時効の完成猶予の規律
15 を設けない（削除する）ものとする考え方

（説明）

1 現行法の規律等

(1) 現行法の規律

20 ア 時効の期間の満了前6か月以内に成年被後見人に法定代理人がないときは、その成年被後見人が行為能力者となった時又は法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その成年被後見人に対して、時効は、完成しないとされている（民法第158条第1項）。

25 イ この規定の趣旨は、成年被後見人は事理弁識能力を欠く常況にあり、自ら時効の完成猶予や更新の効力を生ずる行為をなし得ず、このような場合においても時効の完成を認めることは権利者である成年被後見人に酷であり、その権利を不当に害する結果となる点にあると解される。また、民法第158条第1項では時効の完成猶予が認められる者として未成年者又は成年被後見人のみが掲げられているところ、これらの者については、その該当性並びに法定代理人の選任の有無及び時期が形式的、画一的に確定し得る事実であることから、同項の場合の限度で時効の完成猶予を認めても、必ずしも時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないとして、未成年者及び成年被後見人の保護を図っていると考えられる。

35 (2) 最高裁平成26年3月14日第二小法廷判決

ア 現行の民法第158条第1項は、「成年被後見人」と規定しているため、精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあるものの、いまだ後見開始の審判を受けていない者については、同項を直接適用することはできない。

イ この点について、最高裁平成26年3月14日第二小判決・民集68巻3号229頁は、時効の期間の満了前6箇月以内の間に精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にある者に法定代理人がない場合において、少なくとも、時効の期間の満了前の申立てに基づき後見開始の審判がされたときは、民法第158条第1項の類推適用により、法定代理人が就職した時から6か月を経過するまでの間は、その者に対して、時効は完成しない旨判示して、精神上の障害により事理弁識能力を欠く常況にあるが後見開始の審判を受けていない者についても、一定の場合には、同項による時効の完成猶予が及ぶと判断した。

この判断の背景には、前記の者についても法定代理人を有しない場合には、時効の更新の措置をとることができないため、成年被後見人と同様に保護する必要があると考えられる一方、この事案では時効期間の満了前に後見開始の審判の申立てがされ、その後に後見開始の審判がされていることから、少なくともこの事案において民法第158条第1項の類推適用により、時効の完成猶予を認めたとしても、時効を援用しようとする者の予見可能性を不当に奪うものとはいえないと考えられるとして、両者の利益衡量をしたものとも思われる。

2 見直しの要否等

(1) 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合

事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合には、その仕組みの本人の状況は、現行の成年被後見人と変わらないように思われ、また、法定後見として事理弁識能力を欠く常況にある者についての仕組みが開始していることから、時効の完成を猶予する対象者の明確性においても現行法と変わらないと思われる。

そうすると、このような仕組みを設ける場合には、その本人について、現行の成年被後見人と時効の完成猶予の規律を維持することが考えられる。

(2) 特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合

ア 部会では、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものとする場合）であっても、事理弁識能力を欠く常況にある者が法定後見を利用しているときや、終了した後に法定後見制度を再度利用するときに時効の完成猶予を認めるなどの意見が出された。

しかし、法定後見の開始の際において、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設ける（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない）こととしているのに、その他の場面において、事理弁識能力を欠く常況にある者についての規律を設けることは制度として一貫しないようにも思われる。また、法定後見の開始の際に事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定がされないが、その後、どのようにして本人が事理弁識能力を欠く常況にある者であるとの認定がされるのかなどを明確にする必要があるように思われる。

さらに、終了した後に法定後見制度を再度利用するときに時効の完成猶予を認めるという仕組みに関しては、法定後見制度を再度利用するまでの間に時効期間が満了し、時効援用の意思表示がされた後に、法定後見制度が再度利用された場合の法律関係等についてどのような法制度とするものであるのかなどを明確にする必要があるように思われる。

イ そうすると、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものとする場合）には、成年被後見人と時効の完成猶予の規律を設けない（削除する）ことになるように思われる。

(3) 小括

以上を踏まえて、成年被後見人と時効の完成猶予の規律について、どのように考えるか。

2 委任の終了事由

委任の終了事由の規律に関して、次のような考え方があり得るように思われるが、どのように考えるか。

(1) 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合にはその仕組みの本人について委任の終了事由の規律を維持するものとし、特定の法律行為

について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合
(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない
ものとする場合)には委任の終了事由の規律を設けない(削除する)もの
とする考え方

- (2) 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為に
ついて権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合及び特定の法律行為
について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合
(事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けない
ものとする場合)のいずれであっても、委任の終了事由の規律を設けない
(削除する)ものとする考え方

(説明)

1 現行法の規律、問題の所在等

(1) 現行法の規律

委任は、受任者が後見開始の審判を受けたことによって終了するとさ
れている(民法第653条第3号)。

(2) 規律の趣旨等

委任は、委任者が受任者に対して、委任者又は第三者の事務の処理を委
託する契約であり、当事者間の個人的な信頼関係を基礎とするものであ
るとされている。そして、民法第653条第3号については、受任者が精
神上の障害により事理弁識能力を欠く常況となり、後見開始の審判を受
けるときは、委任者の信頼の基礎となった受任者の事務の処理能力が失
われたことを意味するから委任が終了することになるとされる。

(3) その他

ア 会社法第330条は、株式会社と役員(取締役、会計参与及び監査役
をいう。以下同じ。)及び会計監査人との関係は、委任に関する規定に
従うと規定する。そのため、役員が後見開始の審判を受けた場合には、
その地位を失うことになる。この場合において、地位を失った役員が、
同法第331条の2等の会社法の規定に従い、再び役員に就任するこ
とは妨げられない。

なお、「委任に関する規定に従う」との規定は、会社法第402条第
3項及び第651条第1項のほか一般社団法人及び一般財団法人に関
する法律等複数の法律に存在する。

イ また、民法第111条第1項第2号は、代理権は、代理人の死亡又は
代理人が破産手続開始の決定若しくは後見開始の審判を受けたことに
より消滅すると規定する。

民法第111条第1項が規定する代理権の消滅事由は、法定代理及び任意代理に共通のものであり、代理人が後見開始の審判を受けたときは代理人の事務の処理に対する信頼が一般には著しく低下したことがその背景にあるなどと説明されている。

そして、例えば、成年後見人のように裁判所が法定代理人を選任した場合であっても、選任された成年後見人が後見開始の審判を受けたときは、裁判所が選任する際に前提にした事務の処理能力が低下しているといえるとする、選任時の信頼が失われるという点においては任意代理と異なることはない（さらにいえば、委任に関する民法第653条第3号の場面と異なることはない）ようにも思われる。

なお、この点に関して、委任の場合には、委任者（本人）が自ら受任者の事務の処理状況や処理能力の状態を確認することが可能である。それに対して、法定代理の場合には、本人が法定代理人の状況を適切に確認することは通常は困難であり、法定代理人の職を解く（解任、改任）仕組みの申立権者等が法定代理人の状況を確認することが可能であるが、それが可能であることをもって、委任の場合の委任者（本人）が受任者の状況を確認することが可能であることと同様に解することができかどうかという問題があるようにも思われる。

(4) 問題の所在

部会では、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合であっても、委任の終了事由についての現行法の規律を削除すべきであるとの問題意識を前提に、見直しについて検討する必要があるとの意見があり、見直しの要否等について整理する必要がある。

2 見直しの要否等

(1) 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合

ア 現行法の委任の終了事由の規律を維持する考え方

(ア) 事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合には、その仕組みの本人の状況は、現行の成年被後見人と変わらないように思われる。

(イ) 前記のとおり、委任は、委任者が受任者に対して、委任者又は第三者の事務の処理を委託する契約であり、委任者は、受任者の事務の処理能力を信頼して事務の処理を委託するのが通常であると考えられ

る。そして、受任者が事理弁識能力を欠く常況にあると家庭裁判所に認定されて後見に相当する法定後見が開始したときには、委任者が委託時に受任者が有すると信じた事務の処理能力を受任者が有しないことが、客観的に明らかな状態になったことになると考えられる。

仮に、受任者が後見開始に相当する審判を受けた場合であっても委任は終了せず、委任者から受任者に対して、委任の解除（民法第651条第1項の意思表示であり、同法第98条の2の意思表示の受領能力も問題となる。）をしない限り、委任が終了しないとすれば、委任の解除により委任が終了するまでの間に受任者が行った事務の処理による結果について、それが委任者に不利益なものであっても引き受けざるを得ない。

(ウ) そうすると、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合には、その法定後見の開始の審判を受けたことを委任の終了事由とする規律を維持することが考えられる。

(エ) なお、この点について、受任者は、委任者に対して、委任の本旨に従い、善良な管理者の注意をもって、委任事務を処理する義務を負っているところ（民法第644条）、委任が終了するとすることで、受任者をそのような委任契約から生ずる義務から解放する点でも意義があるように思われ、部会でも同様の意見があった。

(オ) また、民法第111条第1項第2号についても、同様に、現行の代理権の消滅事由の規律を維持する考え方が考えられる。

イ 現行法の委任の終了事由の規律を削除する考え方

(ア) 他方で、部会では、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるものとする場合であっても、その仕組みにおける本人について、現行法の委任の終了事由の規律を維持することについて消極の考え方（その仕組みにおける本人について法定後見の開始の審判があったことを一律に委任の終了事由にしない考え方）があった。

(イ) この考え方は、受任者が後見開始の審判を受けたことにより委任を終了させるか否かは、委任者及び受任者が個別に判断をすれば足り、委任の契約類型に限って、受任者が後見開始の審判を受けたことを委任の終了事由にする必要性は乏しいのではないかとの考えによるものと思われる。

(り) もっとも、現行法では受任者が事理弁識能力を欠く常況にあると裁判所から認定される場合には、いったんは委任が終了して、委任者は、受任者の行為による不利益を受けることがないのに対して、この考え方をとる場合には、委任が終了しないことによる不利益を受けることを防ぐためには、委任者において、常時、受任者が法定後見の開始の審判を受けたか否かについて監視し、受任者が後見開始に相当する審判を受けたときには速やかに委任の解除をすることが必要であると考えられる。これに伴い、現行法の仕組みよりも委任者にとって相当の負担が生ずるとも思われ、更には、現行法よりも、後見開始に相当する審判を受けるおそれがある者に事務を委任することについて消極となることがあるようにも思われる。

(2) 特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものとする場合）

ア 特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みのみを設けるものとする場合（事理弁識能力を欠く常況にある者についての保護の仕組みを設けないものとする場合）には、裁判所が事理弁識能力を欠く常況であるとの認定をすることはないことを踏まえると、委任の終了事由の規律を削除する（法定後見の開始の審判を受けたことを委任の終了事由としない）ことになると思われる。

部会でも同様の意見が出された。

なお、受任者が、客観的に、事理弁識能力を欠く常況になった場合でも、委任者から受任者に対して、委任の解除（民法第651条第1項の意思表示であり、同法第98条の2の意思表示の受領能力も問題となる。）をしない限り、委任が終了しないとすれば、委任の解除により委任が終了するまでの間に受任者が行った事務の処理による結果について、それが委任者に不利益なものであっても引き受けざるを得ないとの問題があるように思われる。

イ また、代理権の消滅事由の規律についても、同様に削除することになると思われる。

なお、前記のとおり、後見開始の審判を受けたことが委任の終了事由であることと、代理権（特に法定代理）の消滅事由であることとは、状況が異なる部分がある。もっとも、法定代理であっても一定の者が法定代理人の状況を確認して解任に向けた行動をとることが可能であることを踏まえると、法定後見の仕組みの中で事理弁識能力を欠く常況にあるとの認定がされないことを考慮すると、委任の終了事由と同様

に代理権の消滅事由の規律を削除することとなるように思われる。

(3) 小括

以上を踏まえて、後見開始の審判を受けたことを委任の終了事由とする規律について、どのように考えるか。

5

第2 任意後見制度における監督に関する検討事項

1 任意後見人の事務の監督の在り方

任意後見人の事務の監督の在り方に関しては、監督の主体及び監督の具体的内容について、現行法の規律を維持するものとする考え方のほかに、任意後見監督人以外の者による監督を認める考え方や任意後見監督人が監督をする場合であっても監督の具体的内容を柔軟な（簡易な）監督にするために何らかの規律を改めるべきとの考え方が出されているように思われるが、どのように考えるか。

15 (説明)

1 現行法の規律等及び問題の所在

(1) 現行法の規律

ア 任意後見人の事務の監督については、現行法は、任意後見監督人の直接の監督及び任意後見監督人を通じた家庭裁判所の間接的な監督によって、任意後見人の事務処理の適正を確保することとしている。

すなわち、任意後見監督人の選任は必須であり、任意後見監督人を選任しないことや家庭裁判所を含む他の機関が任意後見監督人に代わって直接監督することは認められていない（任意後見契約に関する法律（以下「任意後見契約法」という。）第4条、第7条）。

また、任意後見監督人については、自然人だけでなく法人も任意後見監督人に選任することができ、法人の資格についても法律上の制限は設けられていない（任意後見契約法第7条第4項、民法第843条第4項）。

イ また、監督の具体的な内容に関して、任意後見監督人は、任意後見人の事務に関し家庭裁判所に定期的な報告を行うとともに（任意後見契約法第7条第1項第2号）、随時、任意後見人に対しその事務の報告を求め、又はその事務若しくは本人の財産の状況を調査することができる（同条第2項）。さらに、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人に対し、報告を求め、調査を命じ、その他必要な処分を命ずることができる（同条第3項）。任意後見監督人に関する本人の希

望は、本人の意見及びその他の一切の事情として、任意後見監督人の選任の際の考慮要素とされている（同条第4項、民法第843条第4項）。

そして、任意後見人に不正な行為などその任務に適しない事由があるときは、家庭裁判所は、任意後見監督人等の申立てにより、任意後見人を解任することができる（任意後見契約法第8条）。

ウ なお、監督の対象となる「任意後見人の事務」は、代理権付与の対象とされた法律行為（代理権を行うべき事務）である（任意後見契約法第6条において、「任意後見人の事務」を「第2条第1号に規定する委託に係る事務」と定義し、同法第2条第1号において「任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上的障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。」と規定している。）。

(2) 問題の所在

任意後見人が任意後見監督人や間接的にせよ家庭裁判所による監督に負担を感じるなどの指摘があることを背景に、部会では、監督の主体について任意後見監督人以外のものによる監督を認めるのがよいとの意見や、監督の具体的な内容について柔軟な（簡易な）監督を認めるのがよいとの意見が出されたことから、これらの意見について、その内容等を更に整理する必要があるように思われる。

2 現行法の規律を維持する考え方

(1) 現行法の規律の趣旨等

任意後見監督人による直接の監督及び家庭裁判所の間接的な監督によるものとされたのは、立法担当者によると、家庭裁判所に選任権のない任意後見人に対して家庭裁判所が直接的な監督を行うことは、実際には困難であり、その監督を実効性のあるものとするためには、家庭裁判所の選任する任意後見監督人の監督の下に任意後見人をおくことが有効であると考えられること、家庭裁判所の監督権については、任意後見監督人の報告義務を前提とする任意後見人の解任権の行使により、監督の実効性を十分に確保することが可能であること、法定後見の審判及び監督の事務以外に家庭裁判所に任意後見人に対する直接的な監督義務を課すことは、監督の実効性並びに裁判所の人的及び物的資源の観点から適当ではないこと等を理由とするとされている。

(2) 現行法の規律を維持すること

前記の立法当時の理由は、現在においても妥当するものと考えられる。
また、現行の任意後見監督人による監督の制度は、本人保護のための監督
の機能を果たしていると考えられる上に、部会では、親族等が任意後見人
になることが多いことから、法定後見よりも任意後見の方が報告の頻度
などが多いなど手厚い監督が行われているとの紹介がされた。

そうすると、任意後見人の事務の監督については、監督の主体及び監督
の具体的内容のいずれについても現行法の規律を維持することが考えら
れる。

3 現行法の規律を見直す考え方

(1) 任意後見監督人の選任を必須としない考え方

ア 部会では、任意後見監督人による監督を（原則）維持しつつ、事案に
応じて任意後見監督人の選任を必須としない考え方が出されている。

例えば、①家庭裁判所が任意後見受任者の属性、本人の資産状況、任
意後見契約で設定された代理権などを踏まえて事案に応じて、任意後
見監督人を選任するか、任意後見監督人を選任することなく家庭裁判
所が直接の監督を行うかを判断するとの考え方（なお、当初は任意後見
監督人を選定し、家庭裁判所において問題がないと判断した場合には
任意後見監督人の選任を取り消して家庭裁判所が直接の監督を行うと
いう考え方も示されている。）、②任意後見人（任意後見受任者）が専門
職である場合には任意後見監督人の選任を不要とし、当該任意後見人
（任意後見受任者）が所属する団体による「監督」を受けるとの考え方
などが出されているように思われる。

イ(ア) ①の考え方は、任意後見人が弁護士等の専門職である場合には、家
庭裁判所が直接の監督を行うこととしても、法定後見における成年
後見人等が専門職である場合の家庭裁判所による監督と大差がない
との考えを背景にするように思われる。また、①の考え方は、任意後
見監督人選任に伴う報酬の負担を軽減することを可能とするもので
あるとも思われる。

イ(イ) 他方で、①の考え方については、私的自治の尊重とのバランスを図
った現行法の任意後見の仕組みの趣旨を踏まえ、家庭裁判所が直接
監督を行う仕組みとすることについて理論的にどのように説明する
のか整理する必要があるとの意見や報酬の負担があるとの事情が直
ちに家庭裁判所による直接の監督をすべきとの理由にはならないと
の意見が出された。

また、家庭裁判所による直接の監督の具体的な内容にもよるが、法定後見よりも任意後見の方が後見人に報告を求める頻度が高いとすると、その監督を家庭裁判所が行うことが裁判所の人的体制として実現できるのかについても慎重に検討する必要があるように思われる。

ウ(ア) ②の考え方は、現行法の下でも、専門職の中には、所属する団体に対して報告し、団体内部での「監督」を受けているので、任意後見人の事務の監督としては、このような団体内部の「監督」で足りるとの考え方を背景にするように思われる。また、②の考え方は、ここでいう「監督」が団体の自主的な財源で賄われるのであれば、任意後見人の事務の監督に伴う本人の報酬の負担を軽減することを可能とするものであるとも思われる。

(イ) 他方で、ここでいう「監督」の内容は、任意後見契約法が規定する監督とは異なるものであるように思われる。仮に、②の考え方が、任意後見契約において本人がそのような「監督」を選択した意思を根拠とするものであるとすると、この考え方の検討を進めるに当たっては、「監督」の内容を明らかにすることが必要となるように思われる。さらに、家庭裁判所の役割についても整理する必要があるように思われる。

また、②の考え方について、部会では、任意後見受任者が弁護士等の専門職であることから、直ちに監督の内容が簡易であることにはならないとの意見が出された。

なお、所属する団体による監督について費用負担が発生するのであれば、任意後見人の事務の監督に伴う報酬の負担は減らないと思われる。

(2) 任意後見監督人の選任を必須としつつも柔軟な(簡易な)監督を認める考え方

ア 任意後見監督人の選任を必須としつつも柔軟な(簡易な)監督を認めるとの考え方がある。

部会では、任意後見監督人が任意後見人の事務を監督するとの規律は維持しつつも、選任された任意後見監督人が一定の認定(認証)を受けた機関である場合には、責任の範囲を限定し、故意、重過失がないときには免責されるなどの規律を設け、本人が任意後見契約においてそのような責任の範囲が限定された任意後見監督人の選任を求める旨を明確にすることによって、任意後見監督人による任意後見人の事務の監督を簡易にすることが可能となるのではないかと意見が出された。

イ もっとも、柔軟な（簡易な）監督の具体的な内容を明らかにしないとこの考え方について議論をすることが困難であると思われる。また、任意後見監督人は家庭裁判所が事案に応じた適任者を選任するものであることとの関係では、本人が任意後見契約で柔軟な（簡易な）監督を希望したとしても、家庭裁判所が本人の希望する任意後見監督人を選任する必要があるとはならないようにも思われる。

さらに、責任の範囲が限定された任意後見監督人を設けるとした場合の家庭裁判所の間接的な監督の在り方をどのように考えるのかなどについて更に整理する必要があると思われる。

4 小括

以上を踏まえて、任意後見人の事務の監督の在り方について、どのように考えるか。

2 任意後見人の事務の監督の開始に関する検討

(1) 任意後見人の事務の監督を開始する要件

任意後見人の事務の監督を開始する要件に関して、任意後見契約が登記されていること及び本人の事理弁識能力が不十分な状況にあることを要件とする現行法の規律を維持するものとするのが考えられるが、どのように考えるか。

(2) 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策として、次の検討項目があると思われる。

ア 任意後見受任者に自身の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てを義務付ける規律

任意後見受任者に自身の事務の監督を開始するための裁判手続の申立て（現行法では任意後見監督人の選任の申立て）を義務付ける規律を設けるかに関しては、現行法の規律を維持して任意後見受任者に自身の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てを義務付ける規律を設けないものとするとの考え方があるほか、任意後見受任者は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にある場合（なお、前記(1)において任意後見人の事務の監督を開始する要件の規律を見直す場合には、見直し後の要件がある場合）には、自身の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てを義務付ける明文の規律を設けるものとするとの考え方が出されているが、どのように考えるか。

イ 任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者

任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者に関しては、現行法の規律を維持するものとする考え方があるほか、現行の申立権者に加えて任意後見契約で定めた第三者を申立権者とするものとするなどの考え方が出されているが、どのように考えるか。

5

(説明)

1 任意後見人の事務の監督を開始する要件

(1) 現行法の規律等

10 ア 現行法は、任意後見人の事務の監督の開始（現行法では任意後見監督人の選任）について、任意後見契約が登記されている場合において、精神上の障害により本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときを要件としている（任意後見契約法第4条第1項）。

 イ 部会では、本人の事理弁識能力の程度の要件に係る内容や保護の必要性について、整理する必要がある旨の意見が出された。

15

(2) 本人の事理弁識能力の程度

 ア 任意後見制度は、事理弁識能力が低下した後に任意代理人の権限濫用を防止するために任意代理人の監督の実効性を図る制度である。そこで、本人保護のための任意代理人に対する監督機能の充実の観点から、現行法は、補助、保佐、後見の各要件に該当する精神の状況にある者全てについて、任意後見監督人を選任することができるとされたものである。

20

 このような制度趣旨を踏まえ、本人の保護を図る観点からすると、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときを要件とする現行法の規律を維持することが適切であるように思われ、部会でも任意後見人の事務の監督を開始する要件を見直す必要はないとの意見があった。

25

 イ 他方で、部会では、任意後見の開始要件として、発効する代理権ごとに医学的な知見を確認することとすべきとの意見があった。

 もともと、この意見の考え方を更に検討するに当たっては、裁判所の判断の資料となる「医学的な知見」の内容を明確にする必要があるように思われる。

30

(3) 保護の必要性

 ア 任意後見制度は、本人が自身の事理弁識能力が低下した後に受任者を自ら適切に監督することが困難となった場合を想定して、自らが事務を委託した受任者に対する最小限度の公的な監督を求めるとの本人の意思に基づくものであるといえる。さらにいえば、本人の事理弁識能力について、不十分である場合（現行の補助の対象となるような場合）

35

には、自ら単独で確定的に有効な法律行為をすることが可能であるが、自身が行った委任契約に係る受任者の監督について公的なサポートを受けたいというニーズに応えるものであるといえる。

このように任意後見制度は、本人の意思を尊重する制度であり、また、監督を開始するために本人の同意が要件とされている。

そのことからすれば、本人の事理弁識能力が不十分であるといえる場合（更には本人に法的に有効に同意をする能力があつて、同意をしている場合）には、本人が任意後見契約を締結した際の公的サポートを受けたいという意思を尊重すべき場面であるといえ、任意後見制度による保護の必要性があるといえるように思われる。

イ なお、本人の事理弁識能力が低下して法的に有効な同意をすることができないような状況にある場合には、保護の必要性（代理権が付与された事務を行う必要性）について確認する必要があるとの意見があつた。

しかし、前記のとおり、任意後見制度は、事理弁識能力が低下した場合に備えて、本人が任意後見人や任意後見人に与える代理権の範囲を予め契約で決めておく制度であることからすると、事理弁識能力が低下した場合に、本人が任意後見契約で代理権を与えるとの意思を示したものの一部について、第三者（家庭裁判所）がその必要性がないとして発効を認めないとする仕組みは、制度趣旨に合わないようにも思われる。

(4) 任意後見人の事務の監督を開始する手続

現行法の規律を維持する考え方によれば、任意後見監督人の選任の申立てをし、任意後見監督人が選任されることによって、任意後見契約が発効し、任意後見人の事務の監督が開始される。

また、監督の主体について現行法の規律を見直す考え方においても、当該事案における監督の主体を家庭裁判所が判断するとの仕組みとするのであれば、その判断を求める旨の申立てをし、その申立てに対応する裁判によって任意後見人の事務の監督が開始されることになると思われる。

(5) 小括

以上を踏まえて、任意後見人の事務の監督を開始する要件について、どのように考えるか。

2 適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策

(1) 現行法の規律等

ア 現行法は、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族又は任意後見受任者の請求により、任意後見監督人を選任するとされている（任意後見契約法第4条第1項）。

5 また、現行法には、任意後見受任者に対し、任意後見監督人の選任の申立てを義務付ける規定はない。さらに、任意後見受任者が本人の状況を把握したり、本人に対して任意後見監督人の選任の申立てに関する意向を確認したりすることなどについての規定も存在しない。

10 イ 他方で、任意後見制度に対しては、本人の事理弁識能力が不十分な状況にあるときでも、任意後見人の事務の監督が開始されず、任意後見契約を締結した際の本人の意思が適切に実現されていないとの指摘がある。

部会でも、適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策を検討すべきであるとの意見が出された。

15 ウ もっとも、前記のとおり、任意後見受任者には任意後見監督人の選任の申立権があることからすると、問題となる場面は、任意後見受任者が適切な時機に任意後見監督人の選任の申立てをしない場面であるようにも思われる。

20 そして、そのような場面の任意後見受任者に関して、任意後見監督人の選任をして任意後見契約を発効させ、任意後見人として事務を行うのが本人の保護にとって適切なのかについては、疑問があるように思われ、そのような場合には、法定後見を活用することが考えられるように思われる。

25 したがって、引き続き、この項目について議論をするに当たっては、自ら任意後見監督人選任の申立てをしない任意後見受任者を任意後見人として事務を行うことが適当な具体的なケースを共有することが必要であるように思われる。

30 部会では、親族が任意後見受任者である場合に、任意後見監督人の選任の申立てをすべきであることへの認識が十分ではなく、任意後見監督人が選任されて当該親族に任意後見の仕組みを説明するなどのサポートをすると、本人にとって適切な権利擁護がされるケースがある旨の紹介がされた。なお、そのようなケースを対象として、申立ての義務付けや申立権者の範囲を広げるような規律の見直しが必要であるのかについても、合わせて検討することが必要であるように思われる。

35 (2) 任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立義務

ア 現行法の規律を維持する（任意後見受任者に対して任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立義務を設定しない）考え方

本人の事理弁識能力が不十分となった場合に、任意後見受任者に任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続を申し立てることについて法律上の義務を設定することとすると、任意後見受任者の負担となり、特に親族などの専門職ではない者ではそのような負担を懸念して任意後見受任者となることを回避することにつながることを考えられる。また、任意後見受任者が義務違反を恐れて、早めに申立てをしたり、本人の意思に沿わない申立てをしたりすることにつながる可能性があり、任意後見の利用を妨げるおそれがある。

このようなことを踏まえると、現行法の規律を維持し、法的義務を設けないものとする考えられる。

なお、ガイドラインやモデル契約書によって、必要がある場合に適切に任意後見契約が発効するようにする取組をする意見もこの考え方と矛盾しないものと思われる。

イ 任意後見受任者に対して任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続について法律上の申立義務があるとの規律を設ける考え方

(ア) 親族などが任意後見受任者である場合に、任意後見監督人が選任されることによって、任意後見人としての職務を開始し、監督を受けることによって適時に適切な事務が開始され、本人の意思や利益につながる事案が相当数あることを理由に、任意後見受任者に対して、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続について法律上の申立義務の規律を設けるとの考え方が出されている。

申立義務が生ずる要件については、例えば、本人の事理弁識能力が不十分であり、かつ、代理権の行使が必要である場合に、任意後見受任者に任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立てを義務付けるとの考え方が出されている（なお、本人の同意が要件であることについては、現行法と同様である。）。

(イ) もっとも、この考え方に対しては、前記のとおり、親族が申立義務の負担を懸念して任意後見受任者になることを回避することや、義務違反になることを回避するために過度に早期の申立てがされることから、任意後見制度の利用を妨げるのではないかなどの指摘があり得ると思われる。

また、部会では、任意後見監督人が選任されることによって、親族である任意後見受任者において適切な事務を期待することができるケースについては、任意後見制度の周知によって対応すべきである

との意見が出された。

(り) また、法律上の義務を設定する場合にはその義務違反の効果を整理する必要がある。

まず、義務違反があったとしても、選任の申立ての義務の履行を強制することは困難である。

また、申立義務違反の効果として、任意後見受任者が、任意後見監督人の選任申立てをしないことを「本人の利益のため特に必要があると認めること」(任意後見契約法第10条)の考慮要素の1つとすることが考えられるとの意見が出された。しかし、本人の保護が必要であるにもかかわらず、任意後見受任者が任意後見監督人の選任の申立てをしない場合には、申立義務の規律が設けられてないとしても、そのような事情を考慮要素の1つとして法定後見の必要があると認められるケースも多いと思われることからすれば、上記考慮要素の1つにすることのみでは申立義務違反の効果として十分といえないと思われる。

(エ) なお、部会では、本人(委任者)は、自身が事理弁識能力が不十分となった場合に任意後見契約が発効することを期待して契約を締結していると考えられることや、通常は、任意後見受任者が本人(委任者)にそのような期待があることを認識して任意後見受任者となることに合意していると考えられるように思われることからすれば、任意後見受任者には、本人の状況を把握することなどに努めなければならないとの義務(努力義務)があるともいえるのではないかとの意見が出された。

(3) 任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立権者

ア 現行法の規律を維持する考え方

現行法の規律は、本人の意思、私的自治の実現といった任意後見制度の趣旨に沿うものといえ、現行法の規律を変える必要はないとの考え方である。

なお、この考え方によっても法定後見の申立権者の規律が改められた場合には、任意後見制度の趣旨に適しないもの(平成11年の立法当時において検察官が除外された。)を除きその平仄を合わせることは否定されていないと思われる。

イ 現行の申立権者に加えて任意後見契約で定めた第三者を申立権者とするなどの考え方

(ア) 部会では、任意後見契約で申立権者を定めたりすることが考えられるのではないかとの意見が出された。

現行法を踏まえると、任意後見人の事務の監督を開始するための裁判手続の申立ては本人もすることができ、申立ての要件が充足した後に、その申立手続を第三者に委託することも可能であるように思われる。前記の考え方は、このような委託を要件が充足する前に要件が充足した場合に備えて、あらかじめ委託しておくものであるようにも思われる。

なお、この考え方に対しては、現行法上、申立権者を登記する規律が設けられておらず、公示する方法がない上、任意後見受任者とは別に申立権者だけとなる者を認めるニーズがどれ程あるのか明らかでないとの指摘もあり得ると思われる。

(イ) また、部会では、法定後見と同様に市区町村長等の公的な機関に申立権を認めることが考えられる旨の意見が出された。

法定後見に関する市区町村長の申立権は社会福祉関係の法律において規定されていることから、この部会においてどこまで議論するのが適当であるかという点を措くとしても、この部会におけるヒアリングでは、市区町村などの地方公共団体や社会福祉協議会からは、問題となる場面は法定後見によって対応するのが適当な場面が多く、法定後見の申立ての事務を優先することが適切ではないかとの考えなどを背景に、任意後見人の事務の監督を開始する裁判手続の申立権者になることに対して否定的な意見が出されたことを踏まえて、検討する必要があるように思われる。

また、検察官に関する意見も出されたが、平成11年に制度を設けた際には、検察官を申立権者とする試案に関するパブリックコメントにおいて、任意後見制度が私的自治を基礎とすることなどを理由に検察官を除外すべきであるとする意見が複数みられたことから、申立権者に任意後見受任者が存在することを踏まえて、私的自治の尊重の観点から検察官が申立権者から外されたとの経緯がある。

現行の制度に対する指摘としては、任意後見受任者が適切に申立てをしないことが背景にあるものの、前記のとおり、任意後見人の事務の監督を開始する裁判手続の申立てをしない任意後見受任者を任意後見人にすることが本人にとって適切な事案がどの程度あるのか、必要があれば法定後見の開始の申立てをするのが適切ではないか、という点を考えると、任意後見人の事務の監督を開始する裁判の申立権者に検察官を加えるまでの見直しをする必要がどこまであるのかについて、慎重に検討する必要があるように思われる。

(4) 小括

以上を踏まえて、適切な時機に任意後見人の事務の監督を開始するための方策について、どのように考えるか。

第3 任意後見制度と法定後見制度との関係

任意後見制度と法定後見制度との関係に関しては、任意後見人と成年後見人等とが併存することを認めない現行法の規律を維持するものとする考え方のほか、両者が併存することを認める旨の規律の見直しをするものとする考え方があり得るように思われるが、どのように考えるか。

(説明)

1 現行法の規律及び問題の所在

(1) 現行法の規律

ア 任意後見制度と法定後見制度との関係に関する現行法の規律は次のとおりである。なお、ここで任意後見制度と法定後見制度との併存とは、任意後見人と成年後見人等が同時に存在することをいう。

イ 任意後見契約を締結した本人について、任意後見監督人の選任後に法定後見開始の審判の申立てがされた場合には、家庭裁判所は、本人のため特に必要があると認めるときを除いて、法定後見開始の審判をすることができず（任意後見契約法第10条第1項）、法定後見の開始の審判がされたときは、任意後見契約は当然に終了する（同条第3項）とされている。

ウ また、任意後見契約を締結した本人について、任意後見監督人の選任前に法定後見の開始の審判の申立てがされた場合には、家庭裁判所は、本人のために特に必要があると認めるときを除いて、法定後見開始の審判をすることができず、法定後見の開始の審判がされたときでも、任意後見契約はなお存続する（任意後見契約法第10条第3項の反対解釈）。

そして、法定後見の開始の審判を受けた本人について、任意後見監督人の選任の申立てがされた場合には、家庭裁判所は、法定後見による保護を継続することが本人の利益のため特に必要であると認められるときを除き、任意後見監督人を選任して、法定後見開始の審判を取り消す（任意後見契約法第4条第1項第2号、同条第2項）とされている。

エ このように、現行法は、任意後見制度が法定後見制度より優先するものと位置付けられており、任意後見人と成年後見人等の併存を一律に認めず、例えば、補助人の代理権の範囲と任意後見人の代理権の範囲が重ならない場合においても補助人と任意後見人の併存を認めていない。

オ また、任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができないとされている（任意後見契約法第11条）。

(2) 現行法が任意後見人と成年後見人等との併存を一律に認めていない趣旨及び問題の所在

5 ア 前記のとおり、現行法は、任意後見人と成年後見人等との併存を認めていない。その理由としては、平成11年に制度を設けた際、任意後見人と成年後見人等との関係について、本人の自己決定を尊重し、かつ、
10 両者の権限の抵触及び重複を回避するため、原則として任意後見契約による保護が優先するとともに、両者が併存することがないような法的枠組みを設計する（法律上一方が存在するときは他方は存在し得ないものとする）ことが必要であるとの認識に基づいて、規律を設けることとされたことによる。

15 イ 現行の制度では、任意後見契約で設定した代理権が足りない場合に本人に新たに任意後見契約を締結する意思能力がないときや本人を保護するために保護者の同意を要する法律行為を設定する必要があるときには、法定後見制度を利用するしかない。そして、法定後見制度を利用すると任意後見契約が終了することとなるため、本人の意思を尊重する任意後見契約を活用することができない。

20 さらに、部会では、法定後見制度について、特定の法律行為について保護者に権限を付与する仕組みとする見直しをする場合には、任意後見契約で設定した代理権が不足する事項についてのみ法定後見制度において保護者に権限を付与することも可能となり（なお、事理弁識能力を欠く常況にある者について保護者に一定の法律行為について権限が生ずる仕組みを設けるとの考え方もある。）、本人の意思を尊重する任意後見契約を活かすことが可能となるのではないかと意見が出されているように思われる。

2 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否

(1) 任意後見制度と法定後見制度との併存を検討すべき場面

30 部会で、任意後見制度と法定後見制度との併存を認めるべきであるとして意見が出されていた場面としては、例えば、任意後見契約を締結した本人の事理弁識能力が不十分となり、任意後見監督人の選任がされている状況で、任意後見契約で任意後見受任者（任意後見人）に委託していない法律行為を行うかを検討する必要がある場面があると思われる。具
35 体的には、普段の生活は、任意後見契約で委託した事務で足りていたが、親族の死亡による相続が発生し、遺産分割の当事者となる場合などであ

ると想定される。

(2) 任意後見制度と法定後見制度との併存の可否についての考え方の整理

ア 前記(1)の場面では、法定後見制度を併存的に利用する必要が生じた
5 時点（前記(1)の具体例では、相続が発生して遺産分割の当事者として
対応を要することとなった時点）で、本人の事理弁識能力が不十分では
あるものの著しく不十分や欠く常況にまで至っていない場合には、遺
産分割についての代理権を委託事項とする任意後見契約を追加的に締
結することで対応することが可能であるように思われる。

この点を重視して、新たに任意後見契約を締結することで対応する
10 ことができることを理由として、併存を認めない（法定後見の申立てを
却下する。）との立場があるように思われる。

イ もっとも、本人の事理弁識能力が既に不十分である場合には、本人が
法定後見の利用を希望している（現行であれば補助制度の利用を希望
している）ときであるのに、法によって任意後見契約の締結を強制する
15 ことは困難であるとも考えられる（現行法においても、任意後見契約が
締結されていない場面で、本人の事理弁識能力が不十分であるときに
は、任意後見制度と法定後見制度（補助の制度）のいずれを利用するか
は本人の選択に委ねられていると思われる。）。そのように考える場合
には、法定後見制度を利用する必要性（その必要性判断においては、既
20 に存在する任意後見契約で対応することができないかは考慮要素とな
るものと考えられる。）があるときは、法定後見制度との併存を認める
立場があるように思われる。

ウ 前記ア及びイとは異なり、前記(1)の場面で、法定後見制度を併存的
に利用する必要が生じた時点で、本人が事理弁識能力を欠く常況であ
25 るときは、通常、本人が有効に任意後見契約を締結する意思能力を有し
ていないことから、遺産分割についての代理権を委託事項とする任意
後見契約を追加的に締結することはできない。

部会では、このような場面について、法定後見制度との併存を認める
べきとの意見が出された（なお、このような場面において家庭裁判所が
30 権限を追加することができるようにすべきとの意見も出されている。）。

エ 他方で、部会では、任意後見人と成年後見人等との権限の抵触及び重
複を避けるべきであるとの考え方を背景に、仮に任意後見制度と法定
後見制度との併存を認めるとしても両者の権限の抵触及び重複がない
仕組みとすべきとの意見が出された。

35 なお、この考え方を敷衍すると、任意後見人と成年後見人等との権限
が重複する場合には、両者の併存を認めないとの考え方となるように

も思われる。

しかし、身上保護と財産管理のように形式的には権限の範囲が重ならない場合でも、実質的には、前者の権限に基づく出捐を伴う介護契約等の締結により後者の権限との抵触及び重複が生ずるときがあり得ることを踏まえると、この重複する場合には併存を認めないとの考え方は、実質的には併存を認めないという考え方であるように思われる。

オ このような考え方に対して、部会では、権限が重複することは可能な範囲で避けることが望ましいものの、代理人の権限が重複する場面は、法制度としては他にも存在し得ることから、権限が重複することを認めないという考え方に対して疑問がある旨の意見が出された。

カ さらに、仮に任意後見人と成年後見人等との併存を許容するとの考え方をとる場合には、法定後見制度の利用が先行しているときに、後から任意後見契約を発効させて併存するケースも許容するのかについても整理が必要であるように思われる。

(3) 小括

以上を踏まえて、任意後見制度と法定後見制度との併存の可否について、どのように考えるか。

3 任意後見人と成年後見人等との権限の重複及び権限の優劣

(1) 総論

ア 現行法において、委任者について後見開始の審判がされても委任契約は当然に終了しない（民法第653条第3号）ため、成年後見人等の代理権と委任契約によって設定された代理権とが重複する場面はあり得ると思われる。その観点から、委任契約の一種である任意後見契約についても、理論上、成年後見人等の代理権との重複が一律に禁止されるものではないとも思われる。

イ 権限を有する複数の者の間で権限の重複がある場合には、共同行使の定めがない限り、複数の者がその有する権限を単独で行使できると考えられる。

任意後見人と成年後見人等との権限の重複がある場合についても、それと同様に、それぞれが権限を単独で行使しても法的には有効であると考えられる。

したがって、以下で整理する権限の優劣については、本人と任意後見人及び成年後見人等との間の内部関係の整理であると考えられる。

(2) 任意後見人と成年後見人等との権限の重複がある場合の内部関係における権限の優劣

ア 任意後見人と成年後見人等との権限の重複がある場合の例として、部会では、任意後見人に預貯金に関する取引（預貯金の管理、振込依頼・払戻し、口座の変更・解約等）に関する代理権が委託されていたところ、遺産分割が発生したので法定後見制度によって成年後見人等に遺産分割に関する事項の代理権が付与された場合があげられた。

イ このような場合においては、成年後見人等も遺産分割に関する事務を処理するために必要な範囲で預貯金に関する取引（例えば、本人が金銭を支払って不動産を取得するような遺産分割合意がされ、その実行のために本人の預貯金口座から、相手方の口座に振込みをするケースなどが想定され得る。）をすることができるように思われる。

そして、このような場合においては、任意後見人も成年後見人等もそれぞれ自身の事務を行うために必要な範囲で預貯金に関する取引をすることができる（権限の重複があり、いずれかが優劣する関係にはない）と考えざるを得ないように思われる。

ウ 部会では、様々な観点からの意見が出されたが、上記と同様の考え方も出されたように思われる。

(3) 任意後見人と成年後見人等との権限が重複する場合の権限の調整

ア 部会では、前記(2)の事例において、任意後見人と成年後見人等との権限（前記(2)の例では預貯金に関する取引の権限）が重複する場合に、その間を調整する必要が生ずる場面が発生するのではないかと意見が出されたほか、銀行取引などの実務上の取引の場面においては、トラブルを避けるために任意後見人と成年後見人等との権限を調整することが望ましいとの意見が出された。

イ しかし、本人と任意後見受任者において契約で定めた委託事務の範囲を契約の当事者ではない第三者が縮減することができる根拠をどのように説明するのかについて、慎重に検討する必要があるように思われる。

なお、仮に、任意後見人の権限を縮減することを可能とする場合には、後見登記との関係についても整理する必要があるとも思われる。

ウ なお、部会では、家庭裁判所が、任意後見人の代理権の行使を停止するような指示をすることが考えられるとの意見が出された。

この点について、家庭裁判所は、必要があると認めるときは、任意後見監督人の職務について必要な処分を命ずることができ（任意後見契約法第7条第3項）、家庭裁判所は、いつでも、任意後見監督人に対し、任意後見監督人の事務に関し相当と認める事項を指示することができる（家事事務手続規則第117条第2項）。もっとも、この指示は、任

意後見監督人に対するものであり、任意後見人に対するものではない。また、このような指示がされた場合にその指示に従わずに任意後見人が代理行為をした場合であっても、対外的に権限行使が無権限になるものであるとまではいえないように思われる（なお、相手方が権限行使を停止されていることを知りながら、任意後見人との間で法律行為をした場合などであれば、本人への効果帰属を否定する法的構成を考

えることもあり得ると思われる。）。
このように考えると、家庭裁判所の指示によって、対外的に権限の行使を停止するのは困難であるようにも思われる。

(4) 小括

以上を踏まえて、任意後見人と成年後見人等との権限の重複及び権限の優劣についてどのように考えるか。

4 任意後見人と成年後見人等とが併存した場合の監督の在り方

任意後見人と成年後見人等とが併存することを許容する制度とする場合には、現行法の監督の規律を前提とすると、成年後見人等の事務については、家庭裁判所が直接監督するが、任意後見人の事務については、任意後見監督人が監督し、家庭裁判所は間接的な監督をする機関であることから、監督の在り方が異なる制度が併存することとなる。

この点については、任意後見及び法定後見それぞれの制度に応じた監督を行うことを原則とし、任意後見監督人が成年後見人等も兼任する運用、任意後見監督人を成年後見監督人等に選任する運用など、運用上の工夫で対応することが考えられるとの意見が複数あった。このような意見を踏まえると、特段の規律を設けるまでの必要はないように思われる（任意後見人の事務の監督の在り方の議論によっては、更に整理する必要があると思われる。）。
以上を踏まえて、任意後見人と成年後見人等との併存を認めた場合の監督の在り方についてどのように考えるか。

第4 任意後見制度に関するその他の検討

1 任意後見契約の方式、解除及び追加（変更）、予備的な任意後見受任者

(1) 任意後見契約の方式

任意後見契約の方式に関して、公正証書によってしなければならないとの現行法の規律を維持するものとするについて、どのように考えるか。

(2) 任意後見契約の一部の解除及び発効並びに委託事務の追加（変更）

任意後見契約の一部について契約の解除や発効を予定していない現行法の規律及び任意後見契約の委託事務の追加に関する特段の規律がない（委託する代理権を追加する契約を別途締結することが予定されている）現行法の規律を維持するものとする考え方について、どのように考えるか。

(3) 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

予備的な任意後見受任者の定めに関して、任意後見人の事務の監督が開始したこと（現行法では任意後見監督人が選任されたこと）のみを任意後見契約の発効の停止条件とする現行法の規律を維持するものとする考え方のほかに、予備的な任意後見受任者の定めをする任意後見契約の締結を可能とする（それによって予備的な任意後見受任者の登記を可能とする）ものとする考え方があるように思われるが、どのように考えるか。

（説明）

1 任意後見契約の方式

(1) 現行法の規律

任意後見契約の方式について、公正証書による要式行為とされている（任意後見契約法第3条）。

(2) 現行法の規律を維持すること

ア 任意後見契約法第3条の趣旨は、公証人の関与により本人の真意による適法かつ有効な契約が締結されることを制度的に担保するとともに紛争の予防の観点から契約の有効性の確実な立証を可能にすること、任意後見契約が登記されているときは法定後見が原則として開始されないという重要な効果を伴うので（任意後見契約法第10条）、本人の真意を確認する必要があるが、それには公証人の関与による確実な方法によるべきであること、公証役場において公正証書の原本を保管することにより、任意後見契約証書の改ざん・滅失等を防止することが可能になるというものであり、公正証書による要式行為であることは、任意後見制度の根幹に関わるものとも考えられる。

また、令和5年6月に成立した民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において、公正証書の作成に係る一連の手続についても、デジタル化が図られ、改正前は、公証人が嘱託人と対面して公正証書を作成することとされていた点について、公証人が相当と認めるときはオンラインで手続を行うことができるようになるなどされた。この公正証書作成手続のデジタル化によって、公正証書作成の負担は軽減されると考えられる。

イ 部会では、任意後見契約の内容に係る紛争を防止する観点から、公正証書による規律を維持すべきであるとの意見があったほか、公正証書作成に係る一連の手続がデジタル化することを見守りつつ、今後も任意後見契約の利用数が少ない場合には、その方式の見直しも将来的に必要になるのではないかと意見があったが、今回の見直しにおいて、

ウ 以上を踏まえると、任意後見契約の方式を公正証書による規律を維持することが考えられる。

2 任意後見契約の一部の解除及び発効並びに委託事務の追加（変更）

(1) 現行法の規律等

ア 現行法の下では、任意後見契約においては、一つの任意後見契約の内容となっている代理権目録記載の代理権が一括して付与されることとなり、その一部を（段階的に）発効させることは認められていない。

イ また、任意後見契約の変更について、規定が設けられていない。

ウ さらに、任意後見契約の解除については、任意後見監督人が選任される前（任意後見契約の効力が生ずる前）であれば公証人の認証を受けた書面によって任意後見契約を解除することができ（任意後見契約法第9条第1項）、任意後見監督人が選任された後（任意後見契約の効力が生じた後）であれば、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる（同条第2項）。

そして、任意後見契約法第9条所定の「任意後見契約を解除する」とは、契約の全部解除の趣旨であり、任意後見監督人の選任の前後を問わず、法律上、契約の一部解除は認められてない。

このように契約の一部解除が認められていないことについて、契約の一部解除は、契約内容の実質的変更となることから、任意後見契約を公正証書による要式行為とした趣旨、取引の安全等を考慮したものであると説明されている。

なお、任意後見契約の解除は、その内容の適法性の審査までは必要なく、当事者の真意に基づく解除であることが担保されていれば足りることから、公正証書によることまでを要求せず、公証人の認証（公証人法第52条（令和5年法律第53号による改正前は第58条）以下）を受けた書面によることとされたものである。

また、任意後見監督人が選任された後（任意後見契約の効力が生じた後）であれば、正当な事由を必要としている理由については、次のような説明がされている。すなわち、事理弁識能力が不十分な状況にある本

人の自由な解除を認めると、本人が判断を誤ることにより自己の利益を害する結果となるおそれがあること、任意後見人からの解除は実質的には任意後見人の辞任に相当するが、公的機関の監督の下で本人保護の制度的枠組みが機能を開始した後であることから無責任な辞任を容認することなく、成年後見人等の辞任の場合との均衡が確保されている。

エ なお、任意後見人の代理権の消滅は、登記をしなければ、善意の第三者に対抗することができないとされている（任意後見契約法第11条）。

オ このように、現行法においては、任意後見契約の変更の規定がないことや一部解除が認められていないことから、代理権の範囲を変更しようとする場合には、①代理権を行うべき事務の範囲を拡張するときは、既存の任意後見契約を全部解除して、新たに拡張した代理権を含めて任意後見契約を締結し、又は既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約の公正証書を作成すること、②代理権を行うべき事務の範囲を減少するときは、任意後見契約の一部解除が許されないので、既存の任意後見契約を全部解除した上で、新規の任意後見契約の公正証書を作成すること、③代理権の行使方法（単独行使・共同行使、本人又は第三者の同意の要否等）を変更するときは、既存の任意後見契約を全部解除した上で新規の任意後見契約の公正証書を作成すること、④代理権を行うべき事務以外の事項（例えば、報酬の額等）を変更するときは、その変更を内容とする契約の公正証書を作成することが必要となる。

(2) 問題の所在等

部会では、任意後見契約締結後に必要な代理権を追加したり、不要となった代理権を減らしたりすることが、本人の意思を尊重することになるとの理解や必要な範囲で任意後見制度を利用するとの観点から、代理権の追加や縮減を容易にすることができるようにする方法として変更という形式を考えることができるのではないかという趣旨の意見や任意後見契約の一部の事務の委任を（段階的に）発効させることができるようにすべきではないかという意見が出された。そこで、任意後見契約の一部について縮減したり、発効させたりすることについて整理する必要があると考えられる。

(3) 任意後見契約の一部（一部の事務の代理権の付与）を（段階的に）発効させること

ア(ア) 任意後見契約を締結する際において、広範囲の代理権を付与する合意をしておき、その上で、将来の時点において、必要な範囲で（段

階的に) 付与された代理権を発効させることによって、本人のニーズに合った運用をすることが可能となり、本人の意思の尊重という任意後見制度の趣旨に沿うとの考え方を背景として、任意後見契約の一部の発効を認める規律を設けるべきであるとの考え方がある。

5 (イ) 他方で、この考え方に対して、部会では、任意後見契約の内容が複雑で分かりにくいものになることは適当ではないと意見や、一部を発効させるための適切な要件を設定することが難しいとの考えを背景に本人の事理弁識能力があると認められる状況であれば代理権を追加することで対応することができるとの意見、などが出された。

10 これらの意見は、一部の事務の代理権の付与を(段階的に)発効させる方法ではなく、委任されていない事務を追加する方法又は法定後見との併存させる方法で対応することがよいとの意見であるように思われる。

15 イ また、一部の事務の代理権の付与を(段階的に)発効させる考え方をする場合には、一部の事務の代理権の付与を発効させる要件をどのように設定するのか検討する必要がある。

ウ さらに、一部の事務の代理権の付与を(段階的に)発効させる考え方をする場合には、どのような手続で行うのかについても整理する必要がある。

20 例えば、申立権者は誰になるのか、家庭裁判所の判断資料として医学的な意見が必要か、意見聴取が必要か、必要であるとするとその対象者は誰になるのか(例えば、本人、任意後見人、任意後見監督人など)などを整理する必要があると思われる。

25 エ また、取引安全の観点から、発効している代理権が登記によって公示されていることが必要になると思われる。また、任意後見監督人との関係では、監督の対象となる事務の範囲も変わることになるため、その点についての整理も必要になると思われる。

(4) 委任されていなかった事務を追加する変更

30 ア(ア) 現行法の下でも、当初の任意後見契約で合意した事務の範囲を拡張するときは、既存の任意後見契約を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約を締結することで対応することができる(なお、拡張する代理権を付与する任意後見契約も公正証書である必要がある。)。もっとも、追加の任意後見契約を締結する時点において、本人が任意後見契約を締結することができる意思能力を有している必要がある。

すなわち、本人の事理弁識能力が不十分な状況となって任意後見

契約が発効した後（現行法の制度では任意後見監督人の選任がされた後）であっても、本人に契約の締結ができる程度の事理弁識能力があるのであれば、新たに任意後見契約を締結することは可能である。

5 (イ) なお、既存の任意後見契約（仮に「A任意後見契約」という。）を維持して、拡張した代理権のみを付与する任意後見契約（仮に「B任意後見契約」という。）を締結することによって、代理権の範囲を変更しようとする場合には、拡張する代理権を付与する任意後見契約（B任意後見契約）については、任意後見監督人の選任の裁判がされていない（既にされている任意後見監督人選任の裁判は、A任意後見

10 契約のみを前提に裁判がされている）ことから、B任意後見契約を発効させるためには、別途、任意後見監督人の選任の申立てをすることとなると思われる。

イ(ア) このような本人に任意後見契約を締結する意思能力がある場合と異なって、本人の事理弁識能力が任意後見契約を締結することができない状況にまで低下した場合に関して、部会では、任意後見契約を

15 なるべく活かす観点から代理権の追加を認める考え方が出されている。

例えば、任意後見人と任意後見監督人との合意によって任意後見人の代理権を追加する考え方や家庭裁判所が任意後見人に代理権を付与する裁判をすることによって任意後見人の代理権を追加する考

20 え方などが出されているように思われる。

(イ) 他方で、このような考え方に対しては、当事者の合意によるものである任意後見契約を、合意した当事者以外の者がその契約の内容を変更すること（権限を追加すること）が可能であるとするのをどの

25 ように説明するのかが明らかではないように思われる。

部会でも、当事者以外の者が契約の内容を変更すること（権限を追加すること）は認められないとの意見が出されている（この意見の立場からは、このような場合は法定後見によって対応すべきとの意見が出されているように思われる。）。)

30 (5) 任意後見契約の一部を解除すること

前記のとおり、現行法では、任意後見契約の一部を解除することは認められていない。任意後見契約の内容の実質的変更となることから、任意後見契約を公正証書による要式行為とした趣旨、取引の安全等を考慮したものであるとの説明は、現時点でも合理性を有するとも思われる。

35 (6) 後見登記

任意後見契約の一部について解除したり、発効させたり、代理権を追加

する変更をしたりすることを許容するとしても、効力を有する代理権の範囲については、後見登記に係る証明書によって分かるようにしておく必要があると思われる。部会でも同様の意見があった。

5 なお、代理権の範囲を縮減させる変更に関しては、任意後見契約法第1条との関係についても念のため整理する必要があると思われる。

(7) 小括

以上を踏まえて、任意後見契約の一部の解除及び発効並びに委託事務の追加（変更）について、どのように考えるか。

10 3 予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）

(1) 現行法の規律等

15 ア 現行法下でも、任意後見契約において複数の任意後見人（任意後見受任者）を選任することは可能であると解されている。また、任意後見契約において、権限の分掌の定めをすることも、一つの権限を複数の任意後見人において共同行使する定めをすることも可能であると解されている。

20 そして、公証役場における実務上、任意後見受任者が数人ある場合については、任意後見受任者が権限を単独で行使できるとき又は権限の分掌の定めがあるときは各人ごとに契約は別個となり、権限の共同行使の定めがあるときは一括して一通の公正証書を作成する（契約は不可分で一個となる。）とされている。

25 イ その上で、現行法では、任意後見契約の効力発生の停止条件を任意後見監督人が選任された時以外とする特約が付加された場合には、任意後見契約の要件に適合せず、無効となると考えられる（任意後見契約法第2条第1号参照）。

30 例えば、本人が甲との間で甲を任意後見受任者とする任意後見契約を締結した上で、更に乙との間で、乙を任意後見受任者とし、かつ、甲が任意後見事務を行っている間は乙は事務を行わず、甲が死亡した場合など任意後見人の資格を失ったときに乙との任意後見契約の効力が生じ乙が事務を行うものとするの特約は、乙について任意後見監督人の選任の時から任意後見契約が効力を生じないこととされている（効力発生について別個の停止条件が付されている。）ので、任意後見契約の要件に適合せず、無効とされる。

35 ウ これらの現行法の理解を踏まえて、現行法の下において、本人が複数の者に順位を付けて任意後見人として事務をすることを委託するために、例えば、本人が甲との間で甲を任意後見受任者とする任意後見契約

を、乙との間で乙を任意後見受任者とする任意後見契約をそれぞれ締結した上で、本人と甲と乙との間で、甲が任意後見事務を行うことができる間は甲が事務を行い、甲が任意後見人の資格を失ったときは乙が事務を行うとの合意をすることが考えられる。そして、甲を任意後見受任者とする任意後見契約について任意後見監督人の選任を申し立てて効力を生じさせ、甲が任意後見人の資格を失ったときは（任意後見契約が終了することになる。）、新たに乙についての任意後見契約について任意後見監督人の選任を申し立てて効力を生じさせるとの方法で対応することが可能である。

エ また、後見登記に関しては、複数の任意後見受任者について、主たる任意後見受任者と予備的な任意後見受任者という順序を付ける登記を可能とする規定は設けられていない。

なお、後見登記等のファイルの記録は、後見、保佐、補助（以下「後見等」という。）の登記については後見等の開始の審判ごとに、任意後見契約の登記については任意後見契約ごとに、それぞれ編成することとされている（後見登記等に関する法律（以下「後見登記法」という。）第6条）。

オ また、家庭裁判所は、任意後見契約の効力を発生させるための任意後見監督人の選任の審判をする場合には、任意後見契約の効力が生ずることについて、任意後見受任者の意見を聴かなければならない（家事事件手続法第220条第3項）。

(2) 予備的な任意後見受任者の定めを設けること

ア 部会では、予備的な任意後見受任者の定めを必要とする場面として、例えば、①数人の任意後見受任者との間で任意後見契約を締結し、順位についても合意をしておいた場合に、後順位の（予備的な）任意後見受任者が、本人との合意に反して後順位の（予備的な）任意後見受任者である任意後見契約について任意後見監督人の選任の申立てがされた場面、②親族や本人の支援者などが法定後見制度の利用を考えているときなどに、任意後見受任者を確認する場面などがあるとの意見があった。また、③複数の専門職が任意後見受任者になり、内部的に主担当や副担当を決めておく場面や、年齢が高い専門職と年齢の若い専門職とが複数の任意後見人受任者となる場面などがあるとの意見があった。

イ もっとも、これらの場面については、次のような事情も含めて検討をする必要があるように思われる。

すなわち、①の場面については、順位の合意に反して任意後見監督人の選任の申立てがされる場面がどの程度があるのかという点や本人が

同意能力を有しているのであれば同意をしないことで対応が可能であるという点、②の場面については、登記事項証明書を請求した際に複数の任意後見契約が締結されていることが分かった場合には、通常は、各任意後見受任者に事情を確認するであろう点、③の場面については、専門職が任意後見契約に関して合意した内容を遵守しないケースが多いとは考え難い点、である。

ウ 部会でも、任意後見受任者の順位の合意を正面から法的に位置付けるだけの必要性や予備的な地位にある任意後見受任者を登記しておく必要性がどこまであるのかという意見が出された。

エ さらに、予備的な任意後見受任者の定めをする場合に、誰と誰との間で順位についての合意をするのかについても整理する必要があるように思われる。

多様な考え方があり得るようにも思われるが、例えば、順位の合意が本人と複数の任意後見受任者との間の不可分の合意であると考ええると、前記の共同行使の定めがある場合と同様に本人と複数の任意後見受任者との契約は一つの契約であり、全員が任意後見契約の当事者として合意をする必要があると思われる。なお、どの順位まで許容するかという議論もあるが、全員との間で合意が必要であるとする、一般的には、それほど多くの者の間で合意が成立することは考えにくく、当事者に委ねることで問題ないようにも思われる。

(3) 予備的な任意後見受任者の定めが発効要件及び任意後見監督人の選任

ア 現行法の下では、任意後見受任者の順位の合意をする際には、各事案に応じて当事者間で合意文言を検討して合意していると思われる。もっとも、予備的な任意後見受任者の定めを明文規定で位置付けるとすると、予備的な任意後見受任者が代理権を有するとして事務を開始するための要件を明確にする必要があると思われ、部会では、先順位の任意後見受任者が死亡していることや職務をすることができないことが考えられる旨の意見が出された（なお、職務をすることができないこととは、欠格事由に該当することを意味するものとも思われるが、どの時点で職務をすることができない（欠格事由に該当している）必要があるのかについても明確にする必要があるように思われる。）。

また、予備的な任意後見受任者が先に死亡した場合についての取扱いについても整理する必要があると思われる。

イ また、予備的な任意後見受任者が事務を行うに当たって、改めて任意後見監督人の選任を必要とするのかについても整理する必要があるように思われる。

欠格事由との関係から、予備的な任意後見受任者が代理権を有するとして事務を開始するための要件が充足しただけで直ちに事務を開始するのではなく、予備的な任意後見受任者のために改めて任意後見監督人の選任がされることによって事務を行うことができるとの考え方があるように思われる。部会では、先行する任意後見受任者（任意後見人）についての任意後見監督人が後行する任意後見契約の任意後見監督人にそのまま選任されることについて、消極の意見が出された。

他方で、任意後見受任者（任意後見人）による事務が継続して行われることが本人の保護との関係で必要であるとも考えられることを踏まえると、先行する任意後見受任者（任意後見人）についての任意後見監督人が予備的な任意後見受任者との関係で欠格事由に該当する場合には、解任、新たな選任の手続をとることで対応することも考えられるように思われる。

(4) 後見登記

ア 実体法において予備的な任意後見受任者の定めを許容する規律を設ける場合には、予備的な任意後見受任者を定める契約がされた時点において、その旨の登記をすることとなるように思われ、部会でもその旨の意見が出された。

イ 他方で、部会では、予備的な任意後見受任者が任意後見人に選任された段階で登記をし直すのであれば、予備的な段階で登記をする意味は余りないのではないかと意見もあった。

もともと、現行法の下においても、任意後見契約とは別に当事者間で順位について合意をしておくことはできる（なお、前記のとおり、その合意に反して任意後見監督人の選任の申立てがされてしまうことはあり得る。）ことを踏まえると、順位を登記する意味がなく、そうすると、実体法上、予備的な任意後見受任者の定めを許容することに関する明文の規律を設ける必要性は乏しいように思われる。

(5) 小括

以上を踏まえて、予備的な任意後見受任者（任意後見契約の登記に関する規律等）について、どのように考えるか。

2 その他

任意後見制度に関して、これまでに掲げた事項の他の事項について、どのように考えるか。

(説明)

1 任意後見受任者（任意後見人）が数人ある場合の分掌等

(1) 現行法下において任意後見受任者が数人ある場合

ア 任意後見契約において複数の任意後見人（任意後見受任者）を選任することは可能であると解されている。そして、任意後見契約において、
5 権限の分掌の定めをすることも、一つの権限を複数の任意後見人において共同行使する定めをすることも可能であると解されている。

イ そして、公証役場における実務上、任意後見受任者が数人ある場合については、任意後見受任者が権限を単独で行使出来るとき又は権限の分掌の定めがあるときは各人ごとに契約は別個となり、権限の共同行使の定めがあるときは一括して一通の公正証書を作成する（契約は不可分で一個となる。）とされている。

(2) 家庭裁判所による分掌

ア 現行法上、成年後見人等と異なり、任意後見人が数人ある場合に、家庭裁判所が関与することを前提とした権限の共同行使又は分掌に関する規定は存在しない。

イ 部会では、数人の任意後見受任者の事務の分掌は、任意後見契約の中で定めておくことを基本とすべきとの意見、任意後見監督人による調整で対応すればよいとの意見、本人以外の者が主導することによる任意後見人の権限の分掌等を認めるべきではないとの意見があった。

(3) 小括

以上を踏まえると、任意後見受任者（任意後見人）が数人ある場合について、現行法の規律を維持して、任意後見契約において分掌等を定めておくこととし、家庭裁判所が数人の任意後見受任者の分掌を定める仕組みは設けないものとするのが考えられるように思われる。

2 任意後見受任者の事務所所在地及び職務上の氏名の登記

専門職である任意後見受任者にとっては自身の生活の場所である自宅住所や戸籍姓が第三者に知られてしまう可能性があることに大きな抵抗感があるとの意見、登記事項証明書に連絡先を記載しておくことで十分ではないかとの意見があった。

以上を踏まえて、任意後見受任者の事務所所在地及び職務上の氏名の登記について、どのように考えるか。

3 終了事由

(1) 任意後見契約の有効期間

ア 部会では、任意後見契約の有効期間について、検討する必要があるのではないかと意見があった。

イ 法定後見制度においては、保護の必要性等が失われた法定後見が継続することがないようにすることなどを目的として、何らかの期間を設定するか等について検討がされている。

ウ 任意後見契約は、本人が事理弁識能力のある間に、自身の事理弁識能力が低下した際に、自身を保護する者及び保護の内容を定めておき、本人の意思を尊重して、保護を実現する仕組みであると思われる。

もともと、人間の意思は、時間の経過や環境の変化によって変わることもあり得る。任意後見契約を締結した本人の事理弁識能力のある間に、意思が変化して、任意後見受任者に、自身の保護を委託したくないとなった場合には、任意後見契約を解除することによって対応することが可能である（任意後見契約法第9条第1項）。

しかし、本人の事理弁識能力が低下した後は、自ら任意後見契約を解除することができない。

エ 以上を踏まえて、任意後見契約の有効期間について、どのように考えるか。

(2) 任意後見契約の終了事由

仮に予備的な任意後見受任者を定めることを可能とする規律を設けた場合には、その契約の個数などの検討を踏まえる必要はあるものの、主たる任意後見受任者（任意後見人）が死亡したときに任意後見契約が終了しないように終了事由についても、必要に応じて整理することが考えられるように思われる。

4 法定代理人による任意後見契約の締結

(1) 問題の所在、現行法の規律等

ア 部会では、任意後見契約を親権者等の法定代理人や委任による代理人において締結することについてどのように考えるべきか、仮に代理締結が認められるとしても、どのような要件で許容され则认为すべきか、について整理する必要があるとの問題提起がされた。

イ 現行法上、委任契約については、法定代理人が締結することは認められており、任意後見契約を親権者等の法定代理人が締結することを禁止する規定はない。

ウ 任意後見制度の立案担当者によれば、いわゆる「親なき後」（親の老後又は死後）の子の保護のために任意後見契約を活用することができるかについて、次のような整理がされている。すなわち、子本人に任意

後見契約を締結することについて意思能力がある場合には、自ら（親権者の同意を得て）任意後見契約を締結することができ、親の老後又は死後に任意後見監督人の選任の申立てをすることにより、任意後見人による保護を受けることができる。また、子本人に意思能力がない場合には、子が未成年の間であれば、親権に基づき、親権者が未成年の子に代

5

(2) 部会での意見

ア 部会では、本人に、任意後見契約を締結する意思と委任の意思がある場合に限定すべきであるとの意見、親権の消滅後についてなお代理権を行使することと同じになるから適当ではないとの意見があった。

10

他方、子が未成年の間は親権者が対応するけれども、成年になった後は法定後見に任せるという姿勢でよいのかとの意見、親権者であった者に対し、任意後見契約を締結する権限自体を法定するのが適切ではないかとの意見があった。

15

イ また、この問題について、どのような考え方をとるにしても、何らかの規定を設ける必要はなく解釈に委ねることになるのではないかとの意見があった。

(3) 小括

ア このように、本人が未成年者（知的障害などを有することを想定して

20

いると思われる。）で、親権者が法定代理人として任意後見契約を締結することができるかについて、多様な意見が出された。

もともと、この問題に関して、明文の規定を設けるまでの必要があるのかについては、消極的な意見も出されており、引き続き、解釈に委ねることが考えられるように思われる。

25

イ なお、法定後見制度の見直しにおいて、現行の後見や保佐の対象となる者（事理弁識能力を欠く常況である者や事理弁識能力が著しく不十分である者）について、事理弁識能力が回復しない場合でもいわゆる必要性が無くなったことを理由に法定後見を終了するとの仕組みとする場合に、必要性が無くなったという環境を整えるために、任意後見契約

30

を活用することを示唆する意見があった。

このような意見を実現するためには、法定後見を開始する当初に付与された代理権に加えて、その後に任意後見契約を締結する代理権の付与を受けて、任意後見契約を締結することになるようにも思われるが、このような場合も、未成年者の親権者が法定代理人として任意後見

35

おくことが、法定後見の終了における議論をする際に有用であるようにも思われる。